

中山間地域等直接支払制度実施状況について

中山間地域等直接支払交付金実施要領第12に基づき、令和元年度中山間地域等直接支払制度の実施状況について公表します。

【中山間地域等直接支払制度とは】

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

【集落協定の概要】

協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な農業生産活動を可能とすることにより、集落の持つ多面的機能の確保を図るため、関係者が一致協力して今後5年間に取り組むべき事項について定めています。

地域 区分	単価 区分	集落協定名	交付対象面積 (㎡)						交付金額 (円)							
			計	田		畑		草地		計	田		畑		草地	
				急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜		急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜	急傾斜	緩傾斜
通常	体制 整備	北檜山	1,399,703		1,269,101		130,602			10,609,911		10,152,808		457,103		
通常	体制 整備	若 松	4,105,599	100,546	3,403,912	10,810	156,700		433,631	31,316,410	2,111,466	27,231,296	124,314	548,441		1,300,893
通常	体制 整備	瀬 棚	2,587,679		303,810				2,283,869	9,282,087		2,430,480				6,851,607
計		3集落	8,092,981	100,546	4,976,823	10,810	287,302		2,717,500	51,208,408	2,111,466	39,814,584	124,314	1,005,544		8,152,500

